

# 平成20年度に実施する笠岡市の健康診査及び各種検診(集団)について

平成20年4月から、40歳から74歳の被保険者・被扶養者を対象とした「特定健康診査」(以下「特定健診」という)の実施が、医療保険者に義務付けられました。年齢及び医療保険の種類により受診できる健診が変更になります。

## 【対象者変更点】

平成19年度対象者  
基本健診  
40歳以上の住民(平成20年3月31日時点の年齢)



平成20年度対象者  
特定健診(平成21年3月31日時点の年齢)  
①40~74歳の国民健康保険の被保険者  
②40~74歳の国民健康保険以外の被用者保険の被扶養者で被用者保険から受診券の発行を受けた人  
後期高齢者健診  
75歳以上の住民で、高脂血症や高血圧・糖尿病などの生活習慣病の治療中でない人  
(健診内容は特定健診と同じです)

「医療保険」の種類とは？

病院を受診する時に持って行く保険証に記載されている健康保険・国民健康保険・共済組合・船員保険等のことです。

「医療保険の保険者」とは？

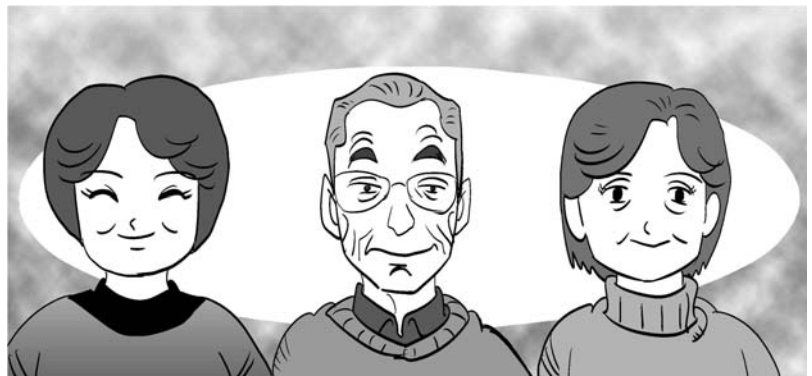
保険加入者が疾病・負傷・出産又は死亡した場合に、保険給付を行う事業主体のことです。保険証に保険者名の記載があります。国民健康保険の保険者は笠岡市となります。

「被保険者」とは？

医療保険の加入者です。

「被扶養者」とは？

被用者保険に加入している被保険者が扶養している人(配偶者や家族)のことです。



特定健診、私の場合はどうなるの？

○国民健康保険加入者の68歳Aさんの場合  
本市から受診券が届き、本市が実施する特定健診を受診します。

○78歳Bさんの場合

75歳以上なので、本市が実施する特定健診と同じ内容の後期高齢者健診を受診します。

※ただし、生活習慣病治療中の人は受診できません。

○国民健康保険以外の被用者保険の被扶養者で42歳Cさんの場合

特定健診の実施は、Cさんを扶養している人(夫や子)の保険者(職場)に義務付けられますので、職場にご確認下さい。

本市での受診を希望される場合は、保険者から受診券を発行してもらえれば受診できます。

特定健診以外の健診

胃・大腸・前立腺・乳・子宮がん検診や肝炎ウイルス検診・介護予防健診は、従来どおり受診できます。

問合せは

健康福祉課

☎②101まで



患者様を第一に考えた調剤薬局です。FAXでの処方箋も受付けています。待ち時間が少なくとても便利。ぜひご利用ください。ご来局の際には処方箋をお忘れなく。

クローバー薬局

9:00~18:30 休日:土曜日午後・日曜祝日

笠岡市二番町 3-5 TEL. 62-0089 FAX. 63-1976

エース薬局

8:30~18:30 土曜日 16:00 休日:木曜日午後・日曜祝日

笠岡市二番町 7-8 TEL. 69-1189 FAX. 69-1187



<http://www.myph.jp/coverpharm/>